目黒区希望確認型指名競争入札実施手続要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、目黒区が発注する指名競争入札において、指名業者の選定に際して登録業者の入札参加希望を反映する入札方式(以下「希望確認型指名競争入札」という。)を実施するに当たり、その実施手続等に関して必要な事項を定めるものとする。

（対象）

第２条　希望確認型指名競争入札は、原則として工事請負契約のうち予定価格が２００万円超５００万円未満のもの及び工事請負契約以外の契約のうち予定価格が１，０００万円以上であって区長（契約担当者）が必要と認めるものを対象として行うものとする。

（参加希望の資格者）

第３条　希望確認型指名競争入札への参加希望の申込みを行うことができる者は、目黒区契約事務規則(昭和３９年３月目黒区規則第６号）第３４条に規定する資格及び次条に定める条件を満たす者とする。

（発注予定の周知）

第４条　契約担当者は、希望確認型指名競争入札への積極的な参加を図るため、原則として、入札期日（電子入札案件にあっては、入札期間の末日。以下同じ。）の前日から起算して１０日前までに掲示その他の方法により、次に掲げる事項を周知しなければならない。

（１）件名

（２）業種又は営業種目

（３）概要

（４）入札参加資格要件

（５）申込期間

（６）入札期限

（７）開札日時

（８）その他必要な事項

（参加希望の申込み）

第５条　電子入札案件以外の希望確認型指名競争入札への参加を希望しようとする者は、第４条に規定による掲示等の日から申込期間の末日までに、所要事項を記載した申込書を総務部契約課に提出しなければならない。

２　電子入札案件である希望確認型指名競争入札への参加を希望しようとする者は、希望申請受付期間内に、申込書の提出に代えて、所要事項を電子入札サービス（入札及び随意契約に伴う見積書の徴取に関する事務を、東京都内の地方公共団体が共同して運営し、提供するサービスを利用して、電子計算組織により処理する情報処理システムをいう。）に登録しなければならない。

（指名業者の選定）

第６条　希望確認型指名競争入札に係る指名業者の選定に当たっては、当該発注予定に入札参加希望を提出した者の意向を尊重して、その者の中から適正な履行能力のある者を選定するものとする。ただし、当該入札参加希望を提出した者の中から所定数の指名業者を選定できない場合は、それ以外の者から指名業者を選定することができる。

２　前項の規定による指名業者の選定は、別に定める「目黒区工事請負指名競争入札参加業者指名基準」及び「目黒区物品買入れ等指名競争入札参加者指名基準」に従い、行うものとする。

付　則

この要綱は、平成１２年４月１日から施行する

付　則

この要綱は、平成１７年１２月２８日から施行する。

付　則（令和８年４月１日付け目総契第８号）

この要綱は、令和８年４月１日から施行する。